

秋田県告示第379号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年9月5日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
令和5年8月21日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社 新東組
鹿角市八幡平字永代地50番地
代表取締役 佐藤弘毅
秋田県知事許可（特－5）第1967号
- 3 処分の内容
建築工事業及び造園工事業に係る特定建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和5年8月21日付けで建築工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。